

契約概要 「カチッと医療」(正式名称: 医療保険(定期型))

この『カチッと医療 契約概要』は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

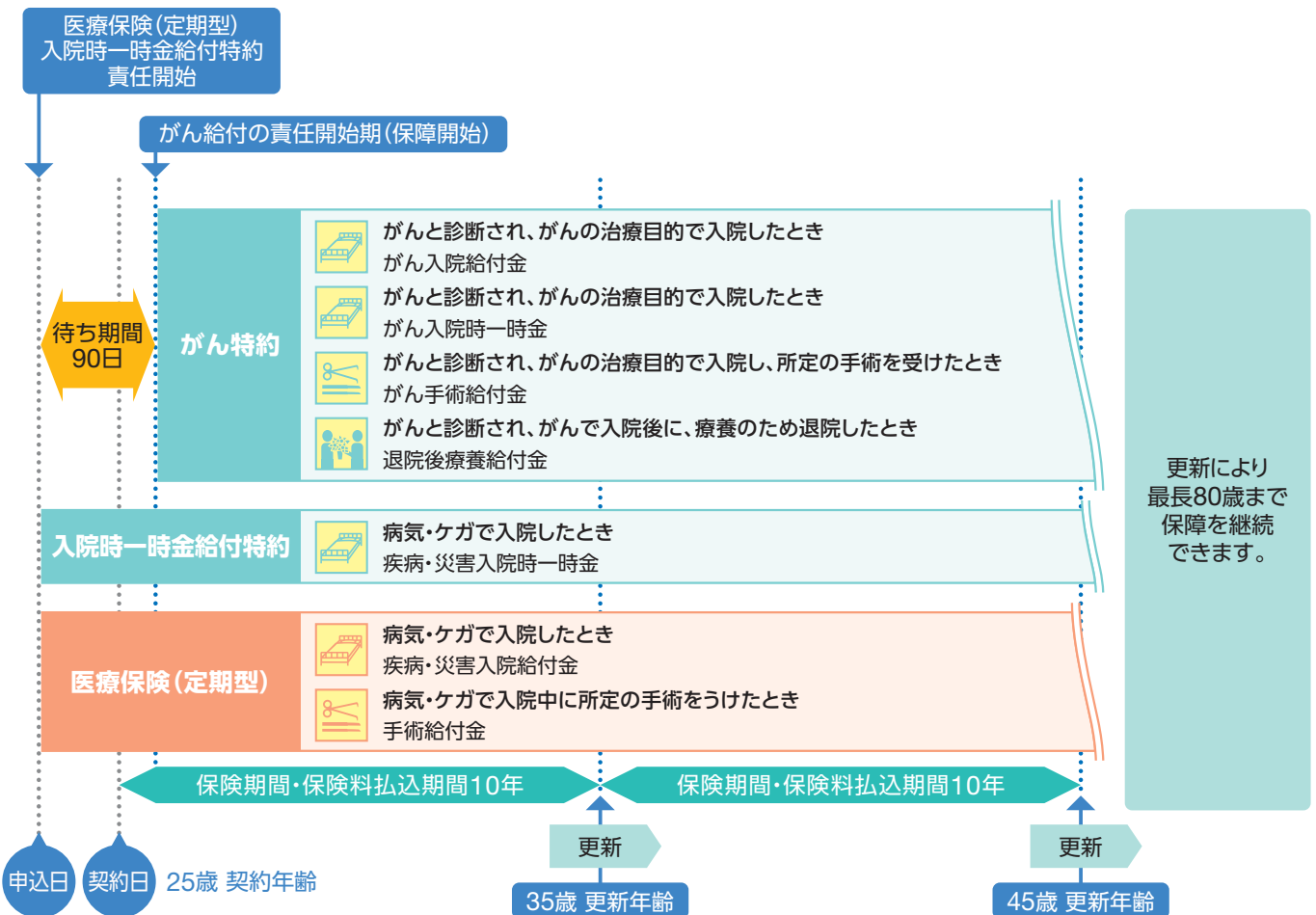
1 商品のしくみについて

特長

医療保険(定期型)は、**病気・ケガによる所定の入院・手術を保障する保険**です。また、特約を任意に選択し、入院時の保障の上乗せやがんに対する保障を追加することもできます。



満25歳の方が医療保険(定期型)にがん特約、入院時一時金給付特約を付加した場合。



2 お取扱内容について

契約年齢	満20歳～満69歳まで
保険期間・保険料払込期間	10年
更新の取扱	最長80歳まで保障を継続(自動更新)できます。
保険料払込回数	月払(2011年10月現在、半年払、年払はお取り扱いしておりません。)
保険料払込方法	クレジットカード払・口座振替払
診査	告知扱い(ご契約に際して医師の診査はありません。)

- 更新時の年齢が満71歳から満79歳の場合には、保険期間は10年ではなく80歳満了に変更して自動更新されます。詳しくは「6.保険契約の自動更新について」をご参照ください。
- ご契約をネクスティア生命が承諾した場合、お申込みと告知のいずれか遅い時点から保障が開始されます(責任開始)。がん特約については、主契約の責任開始の日からその日を含めて91日目に保障が開始(責任開始)します。ただし、更新時においては、更新日より保障があります。
- ご契約時の保険料は契約日(原則として責任開始期の属する月の翌月1日)時点の満年齢(契約年齢といえます。)で計算されます。
- 保険料は被保険者さまの年齢・申込プランによって異なります。詳しくはネクスティア生命ホームページ(<http://www.nextialife.co.jp>)でご試算ください。

3 保障内容について

◇医療保険(定期型)(主契約)

	保障内容	お支払金額									
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として入院をしたときに疾病入院給付金をお支払いします。 1入院につき60日、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通算して1,095日を限度とします。	入院給付金日額 ×入院日数									
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に入院をしたときに災害入院給付金をお支払いします。 1入院につき60日、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通算して1,095日を限度とします。	入院給付金日額 ×入院日数									
手術給付金	被保険者が疾病入院給付金、または災害入院給付金の支払対象となる入院中に手術を受けたときに手術給付金をお支払いします。 ただし、一部の手術については60日間に1回のお支払いを限度とします。 また、手術の種類により、責任開始期より1年間、または保険期間を通じてお支払いの対象にならない場合があります。 責任開始期より1年間支払対象外となる手術は以下のとおりです。	入院給付金日額の 10倍									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 痔瘻、痔核、脱肛手術</td></tr> <tr><td>2. 子宮関係手術(子宮筋腫摘出術、子宮ポリープ切除術、流産手術、子宮内容除去術)</td></tr> <tr><td>3. 脊髄硬膜内外手術</td></tr> <tr><td>4. 副鼻腔炎手術</td></tr> <tr><td>5. 白内障、水晶体観血手術</td></tr> <tr><td>6. ファイバースコープでの大腸ポリープ、胃ポリープ切除術</td></tr> <tr><td>7. 眼瞼下垂症手術</td></tr> <tr><td>8. 扁桃腺摘出術</td></tr> </tbody> </table>	手術名	1. 痔瘻、痔核、脱肛手術	2. 子宮関係手術(子宮筋腫摘出術、子宮ポリープ切除術、流産手術、子宮内容除去術)	3. 脊髄硬膜内外手術	4. 副鼻腔炎手術	5. 白内障、水晶体観血手術	6. ファイバースコープでの大腸ポリープ、胃ポリープ切除術	7. 眼瞼下垂症手術	8. 扁桃腺摘出術	
手術名											
1. 痔瘻、痔核、脱肛手術											
2. 子宮関係手術(子宮筋腫摘出術、子宮ポリープ切除術、流産手術、子宮内容除去術)											
3. 脊髄硬膜内外手術											
4. 副鼻腔炎手術											
5. 白内障、水晶体観血手術											
6. ファイバースコープでの大腸ポリープ、胃ポリープ切除術											
7. 眼瞼下垂症手術											
8. 扁桃腺摘出術											

保険期間を通して支払対象外となる手術は以下のとおりです。

手術名
1. 創傷処理
2. デブリードマン
3. 異物除去術(外耳、鼻腔内)
4. 皮膚切開術
5. 骨(軟骨)または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術、非観血的授動術
6. 抜歯
7. 魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼、胼胝切除後縫合)
8. 巻き爪手術(陥入爪手術)
9. 鼻焼灼術(鼻粘膜、鼻腔内)
10. 鼓膜切開術

◇入院時一時金給付特約

	保障内容	お支払金額
疾病入院時一時金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として入院したときに疾病入院時一時金をお支払いします。 ただし災害入院時一時金と通算して1年間に2回のお支払いを限度とします。	入院時一時金額
災害入院時一時金	被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に入院したときに災害入院時一時金をお支払いします。 ただし疾病入院時一時金と通算して1年間に2回のお支払いを限度とします。	入院時一時金額

◇がん特約

	保障内容	お支払金額
がん入院給付金	被保険者ががん給付の責任開始期以後にはじめて診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院をしたときに、がん入院給付金をお支払いします。 お支払いする入院日数の限度はありません。	入院給付金日額 ×入院日数
がん入院時一時金	被保険者ががん給付の責任開始期以後にはじめてがんと診断確定され、がんの治療を直接の目的とした入院を開始したときに、がん入院時一時金をお支払いします。 保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて1回のみお支払いします。	入院給付金日額の 100倍
がん手術給付金	被保険者ががん入院給付金をお支払いする入院をし、がん給付の責任開始期以後にはじめて診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の手術を受けたときに、がん手術給付金をお支払いします。 一部の手術を除き、回数の限度はありません。	入院給付金日額の 10倍
退院後療養給付金	被保険者ががん入院給付金をお支払いする入院をした後、療養のため退院をしたときに退院後療養給付金をお支払いします。 退院時に退院後療養給付金が支払われ、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再びがんによる入院を開始した場合、この入院については、退院後療養給付金の支払対象となりません。	入院給付金日額の 30倍

◇保険料の払込免除

被保険者さまが責任開始期以後に傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したときにその後の保険料の払込みを免除します。

◇死亡時返還金

被保険者さまが死亡したときに死亡時返還金としてご契約の責任準備金をお支払いします。責任準備金とは将来の給付金をお支払いするために保険料の中から積み立てておくものをいいますが、ご契約の経過年数等によっては、責任準備金がないことがあります。

4 給付金の取扱範囲・契約形態について

◇給付金の取扱範囲

医療保険(定期型)(入院給付金日額)	5,000円～15,000円
入院時一時金給付特約(入院時一時金額)	30,000円
がん特約(入院給付金日額)	5,000円～20,000円

※年齢、体格、健康状態、職業、収入、既契約状況、その他の事由から入院給付金日額等を削減してお引受けさせていただく場合や、お引受けができない場合もございますのであらかじめご了承ください。

◇契約形態

ご契約者さまと被保険者さまが同一の場合のみお申込みいただけます。

5 保険料について

「保険設計書」をご参照ください。

6 保険契約の自動更新について

ご契約者さまからのお申出がない限り、保険契約は期間満了時に同一の給付金額(給付金日額)・保険期間にて自動更新されます(保険料の払込みが免除されているご契約も更新されます。)。ただし、更新時の年齢が満71歳から満79歳の場合には、保険期間は10年ではなく80歳満了に変更して自動更新されます。

保険契約が自動更新される場合の更新後の保険料は、更新時の被保険者さまの満年齢および更新時に適用される保険料率によって計算されます。

7 満期返戻金・配当金について

この保険には満期返戻金・配当金はありません。

8 解約返戻金について

解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。解約返戻金の額は、ご契約年齢、保険料払込期間経過年数などにより異なります。

●引受保険会社:ネクスティア生命保険株式会社

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「注意喚起情報」に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(生命保険協会「生命保険相談所」についても記載されていますので、あわせてご確認ください。)

●代理店経由でご契約のお申込みをされた場合

募集代理店については「保険設計書 医療保険(定期型)のお見積り」の募集代理店欄をご参照ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフについて

■クーリング・オフ制度について

生命保険は長期にわたるご契約です。ご契約に際しては十分にご検討ください。

- ご契約内容にご納得がいかない場合、ご契約者さまはご契約のお申込日の翌日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合、保険料をすでにお払込みいただいているときには保険料を全額お返しします。
- ネクスティア生命はお申込みの撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

■クーリング・オフのお申出方法

- お申込みの撤回等は、郵便により期限内(お申込日の翌日から8日以内の消印有効。)にネクスティア生命あてにお申出ください。
送付先: 〒060-0002
北海道札幌市中央区北二条西1丁目1-7 ORE札幌ビル11F
ネクスティア生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター 行
- お申出の際は書面に、生命保険会社名(ネクスティア生命保険株式会社)・お申込みを撤回する旨・申込日・保険種類・証券番号・契約者名・被保険者名・書面記入日・住所を明記し、ご契約者さまの氏名を自署・捺印(認印)の上、ご郵送ください。詳細につきましては、記載例をご参照ください。

■記載例

ネクスティア生命保険株式会社 御中
私は、平成〇〇年〇月〇日に申込みました
医療保険の申込みの撤回を行います。
証券番号 123456789
契約者 山田太郎
被保険者 山田太郎
平成〇〇年〇月△日
住所 東京都千代田区麹町〇丁目〇〇
氏名 山田太郎(自署) ㊟

2 お申込内容・告知内容について

お申込内容、告知内容をご自身で正確にご入力ください。お申込内容および告知内容はネクスティア生命とお客さまの契約関係を取り決める大切な事項です。

■告知義務について

- お客さま(ご契約者さま・被保険者さま)に、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねいたします。
- お客さま(ご契約者さま・被保険者さま)には健康状態などについて正しく告知をしていただく必要があります(告知義務)。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の悪い人などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。
- お申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の病歴、身体の障害状態、ご職業、身長、体重などについて、ネクスティア生命ホームページの告知画面でおたずねします。告知いただいた内容にもとづいてご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただきますので、ありのままを正確にご入力ください。
- 健康状態、ご職業、体格などによってはご契約のお引受けをお断りすることがあります。

■告知の方法

- 告知画面に表示される質問事項について、ご自身がありのままをご入力し、内容を十分ご確認の上お申込みください。

■告知受領権について

- 告知受領権はネクスティア生命が有しています。
- 生命保険募集人(代理店を含みます。)やネクスティア生命カスタマーサービスセンターのオペレーターに口頭でお話されただけでは、告知をしていただいたことになりませんのでご注意ください。

■告知が事実と相違する場合

- 告知いただくことからは、ネクスティア生命ホームページの告知画面に表示いたします。告知していただく内容について、故意または重大な過失によってその事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は最後の復活日)から2年以内であれば、ネクスティア生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - たとえば、糖尿病の治療中にもかかわらず、お申込時にお知らせいただけなかった場合、「告知義務違反」となりご契約は解除され、たとえその後糖尿病により給付金などの支払事由または保険料払込免除の事由が発生しても、給付金などをお支払いすることはできません。また、この場合それまでお払込みいただいた保険料はお返ししませんのでご注意ください。
- ご請求が責任開始の日(復活の場合は最後の復活日)から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約が解除された際に解約返戻金がある場合には、その金額をお客さま(ご契約者さま)にお支払いします。
- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。
例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、
 - 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。
 - すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。
- 告知にあたり、生命保険募集人(代理店を含みます。)が告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者さま、または被保険者さまが、ネクスティア生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することができます。

3 生命保険募集人について

ネクスティア生命の担当者(生命保険募集人)はお客さまとネクスティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネクスティア生命が承諾したときに有効に成立します。

4 責任開始期について

■ 責任開始期

- 保険契約は、お客さまからお申込みと告知をいただき、それに対してネクスティア生命が承諾をしたときに有効に成立します。成立をした場合には、お申込みと告知のいずれか遅い時点から保障が開始されます(責任開始)。お申込みをいただいた日につきましては、マイページの「申込内容控え」をご確認ください。
- がん特約の給付金については、主契約の責任開始の日からその日を含めて91日目に保障が開始(責任開始)します。ただし、更新時においては、更新日より保障があります。
- 所定の第1回保険料払込猶予期間までに、第1回保険料をお申込みいただけなかった場合は、ご契約は無効となります。

5 給付金のお支払いなどについて

■ 給付金などに関する手続きなど

- 給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、すみやかにネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 給付金または保険料の払込免除の請求はその事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を経過するとご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

■ 給付金のお支払いなどができない主な場合

次のような場合には、給付金などのお支払いや保険料の払込免除ができない場合があります。

- 給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合(例:責任開始期前に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とするときなど。ただし、責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術については、責任開始期以後に発生または発病したものとみなします。)
- 正しく告知いただかなかったためにご契約が解除された場合
- 免責事由に該当する場合(例:保険契約者の故意または重大な過失による被保険者の入院など)
- ご契約についての詐欺行為や不法取得が目的でご契約が取消し・無効となった場合
- 重大事由によりご契約が解除された場合

* 重大事由とは

- ・ご契約者さま、被保険者さままたは給付金受取人がご契約の給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ご契約の給付金などの請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ・保険契約の重複等により給付金などの合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる恐れがあるとき
- ・上記の他、ネクスティア生命のご契約者さま、被保険者さままたは給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする上記と同等の重なる事由があるとき

※この場合、上記に定める事由が生じた後に、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、ネクスティア生命は給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除を行いません。すでに給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みが必要となります。

- ・保険料のお払込みがなくご契約が失効したあとに給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当された場合

■ 給付金などの代理請求について

- 被保険者さまが受取人となる給付金などについて、受取人のご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者さまがあらかじめ指定した指定代理請求人のご請求することができます（保険料の払込免除の場合も同様。）。
- 指定代理請求人を指定した場合は指定代理請求人に対し、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由および代理請求できる旨を、お伝えください。

■ 給付金などのお支払時期について

給付金などのご請求があった場合、ネクスティア生命は、請求書類がネクスティア生命に到着した日（*）からその日を含めて5営業日以内に給付金などをお支払いします。ただし、給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、その確認内容に応じて、請求書類がネクスティア生命に到着した日（*）から60・90・120・180日のいずれかを経過する日までに給付金などをお支払いします（保険料の払込免除の場合も同様。）。

（*）請求書類がネクスティア生命に到着した日とは、完備された請求書類がネクスティア生命に到着した日をいいます。

6 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効・復活について

■ 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中（保険料をお払込みいただく月）にお払込みいただけます。なお、保険料払込期月中のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。払込期月中にご都合がつかない場合は、払込猶予期間中にお払込みください。

払込猶予期間・・・払込期月の翌月初日から末日まで

払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約の効力は失われます（失効）。

■ ご契約の復活について

ご契約者さまは、保険契約が失効した日からその日を含めて3年以内ならば、保険契約の復活を請求することができます。この場合、あらかじめ告知を行っていただき、月払の場合、失効期間中の保険料と復活の申出のあった当月および翌月の保険料相当額をあわせてお払込みいただく必要があります。

ただし、健康状態などによっては、ご契約の復活ができない場合があります。

7 解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金などのお支払い、一部はご契約の締結や維持に必要な費用に充てられます。解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。

8 現在のご契約の解約・減額を前提とした、新たな保険契約をご検討されている方へ

- 現在のご契約を解約・減額すると、一般的に次の点について、ご契約者さまにとって不利益となります。
- 解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。
- 一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約については、一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、被保険者さまの健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺等の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消し・無効となることがありますのでご注意ください。

9 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。

10 生命保険契約者保護機構について

ネクスティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合は生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが減額されることがあります。

11 苦情のお申出先および相談窓口について

■ ネクスティア生命へのお問い合わせ

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、ネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

ネクスティア生命
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-953-831

〈受付時間〉月～金 9:00～22:00 土・日・祝日 9:00～18:00
※年末年始の当社休業日を除く

ネクスティア生命
ホームページアドレス

<http://www.nextialife.co.jp/>

■ 生命保険協会へのお問い合わせ

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。